

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現行	改正（案）
<p>（省令第5条第4項の規則で定める書類）</p> <p>第1条の2 省令第5条第4項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震診断の結果を、建築物の耐震診断の結果並びに耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として市長が認めるもの（以下「第三者判定機関」という。）が証する書類とする。</p> <p>（省令第28条第2項の規則で定める書類）</p> <p>第3条の2 省令第28条第2項の規則で定める書類は、当該建築物の</p>	<p>（省令第5条第4項の規則で定める書類）</p> <p>第1条の2 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 木造以外の建築物で延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下この条において同じ。）が1,000平方メートル以上のもの 次に掲げる書類</p> <p>ア 当該建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類</p> <p>イ 当該建築物の耐震診断の結果を、建築物の耐震診断の結果並びに耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として市長が認めるもの（以下「第三者判定機関」という。）が証する書類</p> <p>(2) 木造以外の建築物で延べ面積が1,000平方メートル未満のもの又は木造の建築物 次に掲げる書類</p> <p>ア 当該建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類</p> <p>イ 当該建築物の耐震診断の結果を、第三者判定機関又は省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が証する書類</p> <p>（省令第28条第2項の規則で定める書類）</p> <p>第3条の2 省令第28条第2項の規則で定める書類は、当該建築物の</p>

耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者機関が証する書類とする。

(省令第33条第1項並びに第2項第1号及び第2号の規則で定める書類)

第9条 (略)

2及び3 (略)

4 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、当該建築物について、検査済証の交付後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者が証する書類とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類とする。

(省令第33条第1項並びに第2項第1号及び第2号の規則で定める書類)

第9条 (略)

2及び3 (略)

4 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、当該建築物について、検査済証の交付後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が証する書類とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年3月31日以前に耐震診断を行った建築物に係る省令第5条第4項の規則で定める書類)

2 第1条の2の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に耐震診断を行った建築物に係る省令第5条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 当該建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類

(2) 当該建築物の耐震診断の結果を、第三者判定機関又は省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が証する書類

(3) 当該建築物の劣化等に関する安全上の支障の有無を確認した旨の報告書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。